

二 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき
申請をした者のうち經濟産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

二 前号に掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上あるとき
申請の日が最先である申請をした者のうち經濟産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 申請の日が最先である申請をした者
(許可後の手続)

第十九条 第十二条の許可 (第十六条第二項に規定する場合における第十二条の許可及び採掘転願に係る同条の許可を除く。次条及び第三十二条第四項において同じ。) を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、第二十一条第一項の認可の申請をしなければならない。

2 經済産業大臣は、前項に規定する者の申請により、やむを得ない理由により同項の期限までに第二十一条第一項の認可の申請をすることができないと認めるときは、三月以内においてその期限を延長することができる。
(許可の失効)

第二十条 前条第一項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、第十二条の許可は、その効力を失う。

一 前条第一項又は第二項の期限までに次条第一項の認可の申請をしないとき。

二 次条第一項の認可の申請に対し不認可の处分を受けたとき。

(共同開発事業契約)

第二十一条 特定鉱業権者 (第十九条第一項に規定する者を含む。) が共同開発事業を行うため当該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約 (以下「共同開発事業契約」という。) は、經濟産業省令で定めるところによるものであること。

り、經濟産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

二 操業管理者（協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。）の指定に関する事項

三 漁業との調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、經濟産業省令で定める事項

五 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業の円滑な実施を妨げるおそれがないこと。

二 共同開発事業契約について協定第五条第二項の大韓民国政府の承認が与えられていること。

三 経済産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める同項第三号に掲げる事項に関し、農林水産大臣に協議しなければならない。

四 第一項の認可の申請の日から二月以内に認可又は不認可の処分がないときは、同項の認可があつたものとみなす。

第二十二条 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者があつた者がその移転の時にその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

二 大韓民国開発権者の協定第十条第一項に規定する権利（以下「大韓民国開発権」という。）の移転があつたときは、当該特定鉱業権者がその移転の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約を、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者となつた者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

三 第十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国

開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権の移転があつたときは、特定鉱業権者があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、新たな特定鉱業権者があつた者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権の消滅時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約(大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

(特定鉱業権の共有)

第二十三条 特定鉱業権を共有する者(以下「特定鉱業権共有者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更是、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、特定鉱業権共有者を代表する。

5 特定鉱業権共有者は、組合契約をしたものとみなす。

(特定鉱業権の移転)

第二十四条 特定鉱業権の移転(相続その他的一般承継によるものを除く。)を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号(当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者

一 第十七条各号のいずれにも該当しないこと。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

四 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

(共同開発鉱区の減少)

第二十五条 共同開発鉱区の減少は、次の各号(共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号)に該当する場合でなければ、することができない。ただし、經濟産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少をする一部の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

探査権者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発鉱区の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発鉱区の減少をしなければならない。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探査権の設定の登録の日 (探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号並びに第三十四条第一項第一号において同じ。)から三年を経過する日 探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積。以下この項において「共同開発鉱区の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探査権の設定の登録の日から六年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の五十五に相当する面積

三 探査権の設定の登録の日から八年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の二十二に相当する面積

探掘権に基づく探掘権(探掘転願に基づく探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合

に新たに設定された探査権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発鉱区の面積が当該各号に定める面積以下になるようその共同開発鉱区の減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 採掘転願に基づく採掘権に係る探査権の設定期の登録の日(当該探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日)次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日

採掘転願に基づく採掘権に係る探査権の設定の登録の日(当該探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日)次号及び第三号において同じ。)

二 採掘転願に基づく採掘権に係る探査権の設定の登録の日(当該探査権が同項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日)次号及び第三号において同じ。)

三 第二十六条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して事業を休止したとき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、經濟産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令に従わないとき。

九 第四十九条の規定により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならない。

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 採掘転願に基づく採掘権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の七十五に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の五十に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の七十五に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の五十に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の七十五に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の五十に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

二 採掘転願に基づく採査権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日

共同開発鉱区の当初面積の百分の七十五に相当する面積

(探査権の取消しと抵当権)

一 第二十一一条第一項の認可を受けた共同開発事業契約によらないで共同開発事業を行つたとき。

二 第二十五条第二項又は第三項の規定に違反して共同開発鉱区の減少をしないとき。

三 第二十六条の規定による命令に従わないとき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、經濟産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令に従わないとき。

九 第四十九条の規定により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならない。

(探査権の取消しと抵当権)

二 特定鉱業権共有者の脱退登録する。

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限並びに共同開発鉱区の減少

(登録)

なくなったとき、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十二条第二項の期間内に相続人である権利を主張する者がないと、消滅する。

三 第二十六条の規定による命令に従わないとき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、經濟産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令に従わないとき。

九 第四十九条の規定により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならない。

(探査権の取消しと抵当権)

二 特定鉱業権共有者の脱退登録する。

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限並びに共同開発鉱区の減少

(登録)

二 特定鉱業権共有者の脱退登録する。

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

理由により引き続き六月以上事業を休止する場合において、期間を定めて經濟産業大臣の認可を受けた場合において、期間ごとに、經濟産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

三十四条 採査権者は、その共同開発鉱区において、次に掲げる期間ごとに、經濟産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

(坑井掘さく義務)

一 採査権の設定の登録の日から三年間

二 前号の期間の満了日の翌日から三年間

三 前号の期間の満了日の翌日から二年間

四 前項の規定による坑井の数の指定は、共同開発鉱区の面積及びその上部水域の水深、前項第一号又は第三号の期間の満了日の日の翌日から三年間において掘さくされた坑井の数その他の事情を考慮して行うものとし、その数は、二を超えてはならない。

二 当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

三 当該共同開発鉱区において掘さくされた坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

四 当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

五 当該共同開発鉱区において掘さくされた坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

六 当該共同開発鉱区において掘さくされた坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

七 当該共同開発鉱区において掘さくされた坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

八 当該共同開発鉱区において掘さくされた坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

九 当該共同開発鉱区において掘さくされた坑井は、第一項の規定の適用については、当該採査権者が掘さくしたものとみなす。

一 採業管理者たる特定鉱業権者は、前項の認可を受けた施業案によるのでなければ、事業を行つてはならない。

二 採業管理者たる特定鉱業権者は、指定期域における採掘等の制限

三十六条 採業管理者たる特定鉱業権者は、指定区域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内において、天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして經濟産業大臣が農林水産省と協議して指定するものをいう。以下同じ。)における天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、經濟産業省令で定めるところにより、やむを得ない理由により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

二 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

三 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

四 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

五 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

六 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

七 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

八 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

九 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

十 特定鉱業権者は、特定鉱業権の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるとき

は、その期限を延長することができる。

(鉱業法の適用除外)
第四十七条 共同開発

第四十七条 共同開発区域における天然資源の探査及び採掘については、鉱業法の規定は、適用しない。

第四十八条 操業管理者たる特定鉱業権者に関する規定の適用については、同法の規定の適用を除く。中「鉱業権者」とあるのは、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項に規定する場合を含む。」及び第六十三条の二」とあるのは、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項」と同法第三十七条中「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは、「共同開発鉱区外又は租鉱区外」とあるのは、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七条第一項前段の場合にあっては、同項前段に規定する区域外。第四十一条第二項において同じ。」と、同法第三十九条第一項中「鉱業権」とあるのは、「特定鉱業権」と、同法第四十二条中「鉱業事務所」とあるのは、「経済産業省令で定める場所」と、同法第四十八条第二項中「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは、「共同開発鉱区外」とする。

とに当該関係県に係る率として総務大臣が定める率を乗じて得た面積とする。この場合におい

3 て、関係県に係る率は、その合計が百分の百となるよう³に定めるものとする。

3 共同開発鉱区に対し課する鉱区税の税率は、地方税法第八十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

4 一 採査権の共同開発鉱区 面積百アールごとに年額二十二円

4 二 採掘権の共同開発鉱区 面積百アールごとに年額三百三十三円

5 総務大臣は、第一項の規定により関係県に係る指定をし、又は第二項の規定により関係県に係る率を定めたときは、これら的事項を告示するとともに、関係県の知事に通知しなければならない。当該指定に係る関係県又は当該率を変更したときも、同様とする。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、次に掲げる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

一 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関連する事項に関する法令の適用に関する技術的読替え

二 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関連する事項に関する協定の実施に伴い必要とされる事項

三 前二号に掲げるもののほか、協定の実施に伴い必要とされる事項

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、本國の法令が適用されることとなるときの経過措置

一 第五条の規定に違反して天然資源の探査又は採掘をした者

二 詐欺その他不正の行為により第十二条の許可を受けた者

2 過失により共同開発鉱区外に侵掘した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 前条第一項第一号の犯罪に係る天然資源を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は處分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つた者

二 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をした者

第五十四条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）

(経過措置)
から施行する。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるとところによる。

附 則（昭和五八年三月三一日法律第三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第二十四条

2 前項の規定による改正後の日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第四十九条第三項の規定は、同法第二条第三項に規定する共同開発鉱区に対し課する昭和五十八年度以後の年度分の鉱区税について適用し、当該共同開発鉱区に対して課する昭和五十七年度分までの鉱区税については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。
(詰問等がされた不利益処分に關する経過措置)
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの詰問その他の求めがされた場合においては、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改

条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二）の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

号) 抄 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定 公布の日
該各号に定める日から施行する。
第五百九条の規定 公布の日